

意見への対応（黄色マークは対応したつむりの箇所）

中島映至委員

中島-1 3節と4節を分離しないで、一つの節にすべきだと思います。⇒そのように対応

中島-2 1節の「原発事故の現状」に核燃料サイクルの事が書かれるのはおかしいです。

3、4節に入れるべきだと思います。

⇒2（放射性廃棄物の扱い）に移しました。

中島-3 2.5節に、「そのために、地震観測網や気象観測・予報システムが整備されており、

それらを最大限に利用する事が重要である。事故時の放射性物質の拡散に対応するためには
観測・モデリングシステムを整備すべきである。」があると良いと思います。

⇒2（自然災害大国）に上記を挿入しました。

- ・3.1項に火力よりも高くなる可能性があるという事項ですが、火力には現在のところ地球温暖化対策費用や被害額が計上されていないと思いますので、火力がここに書けるかは疑問です。

金本良嗣委員

金本-1 被災地の現状については、東電による損害賠償の支払いはすでに6兆円を超えており、避難指示が解除されて地域については賠償支払いの終結が進んでいます。未決着のものは農業関係とかに限られています。賠償についての議論（「原因者である東京電力が十分な賠償を行い、責任を果たすことを最優先するべきである」とか）を入れるのであれば、現在の状況についてのヒヤリングをしておく必要があります。なお、添付の「お支払い状況等」にありますように、避難者への賠償額は巨額です。4人世帯での個人賠償額は5千万円近くになっており、持家世帯は住居分の賠償が加わりますので、1億円を大きく上回る例が多いです。

⇒東電の資料から賠償の実施状況を記述した。

金本-2 廃炉費用、賠償費用、除染費用等の負担については、添付の「東電改革提言」が政府のまとめになります。基本は、

（1）1F廃炉は東京電力の改革努力で対応

（2）賠償は、「福島原発事 福島原発事 福島原発事 福島原発事故の前には確保されていなかった賠償備え不足についてだけ、託送制度を活用して広く新電力の需要家も含めて負担を求める

（3）除染・中間貯蔵分は、東電株式の売却益と国の予算で対応

ということです。（2）の賠償備え不足の部分は、東電事故以降は原子力事業者が事故の際の賠償費用に備えるために毎年「一般負担金」と称して、負担しているが、それ以前にはこれがなかった。その分は以前の原子力電力需要者が負担すべきであったもので、これを現在及び未来の原子力電力需要者だけが負担するのは、公平性及び効率性の観点から望ましくないという考え方によるものです。（3）の除染費用については、帰還困難区域に限り、除染をインフラ整備などの公共事業と位置づけて国が負担することを昨年末に決めています。

⇒「東電改革提言」の内容を踏まえて、記述を修正した。

金本-3 原発を廃止すべきかどうかは、事故リスクの評価に依存します。1F事故の後に進んだ規制基準の強化や様々な対策によって、どれだけリスクが減少すると考えるかによって、立場が変わります。これについては、添付ファイルの「原子力発電の費用便益分析短縮版」をご覧ください。（以前に分科会で報告させていただいた資料の短縮版です。）原子力推進派の方々は、1F事故の教訓を学ぶことによって、苛酷事故リスクを大幅に（数桁）減少させることができると考えているということかと思います。

金本-4 再生可能エネルギーが大幅なコスト増なしで、原発を完全に置き換えることができるかどうかはまだ見通せない状況です。太陽光のコストはだいぶ下がってきましたが、まだ火力のコストを大きく上回っています。また、ネットワーク上の制約も大きく、導入量の大幅な拡大には時間と費用がかかります。こういったことの定量的な予測は広域機関でもまだできていません。

島菌委員

島菌-1 （原発事故の現状） 除染についての記述を修正。さらに正確にする必要。

島菌-2 （被災地・被災者の現状） 金本2の修正と合わせて修正。

島菌-3 （健康管理） 春日先生の意見を追加して修正。

島菌-4 原発を用いることは倫理的に妥当か 第5章の節として付加。

道垣内委員

製造物責任制度の観点からのメモ

現在の賠償とどのように関係づけるのか

今後のメーカー・事業者・国の（事故時の）責任とどう関係づけるのか、議論が必要。

井野瀬委員

全体の構成に関する提案。ご意見と異なる点もあるが、構成を修正。

前回分科会での意見

島菌委員 メモで提出。対応は上述。

中島委員 メモで提出。対応は上述。

吉岡委員 次回分科会で議論。

橘川委員 テロを見出しに明記。エネルギー政策・再生可能エネルギーについては分科会で議論。

金本委員 メモで提出。対応は上述。

道垣内委員 製造物責任について、分科会で議論。

山本委員（幹事） 合意形成の部分につき、次回分科会で議論。

佐野委員 チェルノブイリ法などを参考として立法については次回分科会で議論。